

第5章 組織及び運営

- 第9条 本会に事務局を置く。事務局員は、会長がこれを委属する。
- 第10条 事務局員の中から事務局長を1名会長が任命する。
- 第11条 本会の会議は総会、役員会とする。
- 第12条 総会は、決算の承認、事業計画並びに予算の審議、役員会の承認およびその他重要事項審議を行い、会員の過半数の承認をもって可決とする。
- 第13条 役員会は、必要に応じ随時会長がこれを招集する。
役員会は、会長、副会長、事務局および会計をもって構成し、提案事項を討議する。
- 第14条 本会の事業遂行のために次の部会を置き、副会長は、その部会をリードする。
1. ひまわりフェスタ部会
 2. 成人式部会

第6章 会計

- 第15条 本会の経費は、会費およびその他をもってあて、卒業時（同窓会入会時）に終身会費として3,000円を納入することとする。
会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。
会計は、毎年総会までに会計監査を受け、総会において会計の内容を公表する。
- 第16条 本会則の会則は、総会の決議をもって変更することができる。
- 第17条 文書の保存期間は3年とする。
- 第18条 自然災害及び感染症拡大等に伴い総会を開催できない場合は、書面による総会の開催とする。
議決については、第12条により可決する。

- 追記
- ・第1章第1条 個人情報保護に基づき、事務局長宅所在地を学校にのみ通知する。
 - ・第5章第14条 コロナウィルス感染拡大防止のため、フェスタ参加を学校と協議の上、当面の間中止とする。
 - ・同窓会の会員が増え続けるものの、コロナウィルス感染拡大防止のため同窓会活動としてフェスタ参加できずバザー収益がない。会運営存続のため、令和5年度より総会開催できない場合の郵送費削減のため学校ホームページにて総会資料を掲載することとする。なお役員名は、個人情報保護のため掲載しない。必要な場合は、学校へ問い合わせることとする。

本規約は、平成15年1月11日に制定する
平成15年5月2日に施行する
平成16年1月4日に一部改正
平成16年6月26日に一部改正
平成17年6月18日に一部改正
平成21年8月22日に一部改正
平成22年6月26日に一部改正
平成23年6月26日に一部改正
平成24年6月24日に一部改正
平成25年6月23日に一部改正
平成27年5月31日に一部改正
令和2年6月26日に一部改正
令和5年3月31日に一部改正